

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）と平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料控除の控除額の計算方法が異なります。保険料の支払金額に応じて、それぞれ下の表にあてはめて控除額を求め、合計した控除額を記入してください。（最高 70,000 円）

＜生命保険料控除額算定表＞ (控除額の1円未満は切上げ)

一般の生命保険料	新保険料等の金額の合計額 A <input type="text"/>	A の金額を下の計算式 I にあてはめて計算した金額①	(最高 28,000 円) ① 円	計 (①+②)	(最高 28,000 円) ③ 円
	旧保険料等の金額の合計額 B <input type="text"/>	B の金額を下の計算式 II にあてはめて計算した金額②	(最高 35,000 円) ② 円	②と③のいずれか大きい金額	イ
介護医療保険料	介護医療保険料の合計額 C <input type="text"/>	C の金額を下の計算式 I にあてはめて計算した金額			ロ
個人年金保険料	新保険料等の金額の合計額 D <input type="text"/>	D の金額を下の計算式 I にあてはめて計算した金額④	(最高 28,000 円) ④ 円	計 (④+⑤)	(最高 28,000 円) ⑥ 円
	旧保険料等の金額の合計額 E <input type="text"/>	E の金額を下の計算式 II にあてはめて計算した金額⑤	(最高 35,000 円) ⑤ 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	ハ

※ A～E の金額は、令和 5 年中に支払った保険料等の金額から分配を受けた剰余金等の金額を差し引いた金額になります。

計算式 I (新契約)		計算式 II (旧契約)		生命保険料控除額 (イ + ロ + ハ) (最高 70,000 円)
A、C または D の金額	控除額の計算式	B または E の金額	控除額の計算式	
12,000 円以下	A、C または D の全額	15,000 円以下	B または E の全額	
12,001 円～32,000 円まで	A、C または D + 2 + 6,000 円	15,001 円～40,000 円まで	B または E + 2 + 7,500 円	
32,001 円～56,000 円まで	A、C または D + 4 + 14,000 円	40,001 円～70,000 円まで	B または E + 4 + 17,500 円	
56,001 円以上	一律に 28,000 円	70,001 円以上	一律に 35,000 円	

地震保険料の支払額に応じて下の表にあてはめ、地震保険料控除を記入してください。地震保険料と(旧)長期損害保険料(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等で、平成 19 年 1 月 1 日以後契約の変更をしていないもの)では計算方法が異なります。  
※ 1 枚の証明書の中に地震保険料と旧長期損害保険の両方の支払いが証明されている場合は、どちらかを選択することになります。保険料の支払金額に応じて下の表にあてはめ、控除額を記入してください。  
※ 複数の契約があり、地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合には、その合計金額が控除額となります。(最高 25,000 円)  
(控除額の 1 円未満は切上げ)

＜地震保険料控除＞

支払保険料(A)	控除額
～50,000 円	A の金額 ÷ 2
50,001 円～	25,000 円

＜旧長期損額保険料控除＞

支払保険料(B)	控除額
～5,000 円	支払保険料の金額
5,001 円～15,000 円	B の金額 ÷ 2 + 2,500 円
15,001 円～	10,000 円

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、あなたと生計をともにする配偶者(妻または夫)の合計所得金額に応じて配偶者控除または配偶者特別控除を適用することができます。  
B 枠の「②～②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄及び「配偶者合計所得金額」欄に必要事項を記入のうえ、下の表からあてはまる控除額を C 枠の「②～②配偶者(特別)控除」欄に記入してください。配偶者控除と配偶者特別控除の併用はできません。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額に応じた控除額						
	900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下		
配偶者控除	～480,000 円	控除対象配偶者(昭 29.1.2 以後生)	老人控除対象配偶者(昭 29.1.1 以前生)	控除対象配偶者(昭 29.1.2 以後生)	老人控除対象配偶者(昭 29.1.1 以前生)	控除対象配偶者(昭 29.1.2 以後生)	老人控除対象配偶者(昭 29.1.1 以前生)
		330,000 円	380,000 円	220,000 円	260,000 円	110,000 円	130,000 円
配偶者特別控除	480,001 円～1,000,000 円	330,000 円		220,000 円		110,000 円	
配偶者特別控除	1,000,001 円～1,050,000 円	310,000 円		210,000 円		110,000 円	
配偶者特別控除	1,050,001 円～1,100,000 円	260,000 円		180,000 円		90,000 円	
配偶者特別控除	1,100,001 円～1,150,000 円	210,000 円		140,000 円		70,000 円	
配偶者特別控除	1,150,001 円～1,200,000 円	160,000 円		110,000 円		60,000 円	
配偶者特別控除	1,200,001 円～1,250,000 円	110,000 円		80,000 円		40,000 円	
配偶者特別控除	1,250,001 円～1,300,000 円	60,000 円		40,000 円		20,000 円	
配偶者特別控除	1,300,001 円～1,330,000 円	30,000 円		20,000 円		10,000 円	
配偶者特別控除	1,330,001 円～	0 円		0 円		0 円	

※あなたの合計所得金額が 1,000 万円超で、あなたと生計をともにする配偶者(妻または夫)の合計所得金額が 48 万円以下の場合には、「②～②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に氏名をご記入のうえ、「□同一生計配偶者」欄にチェックしてください。

あなたと生計をともにする親族のうち合計所得金額が 48 万円以下の方を扶養している場合に扶養控除を適用することができます。  
B 枠の「③扶養控除」欄に氏名等を記入のうえ、下記の対象となる控除額の合計を C 枠の「③扶養控除」欄に記入してください。  
◎70 歳以上(昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれ)の方  
◎70 歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の父母・祖父母・曾祖父母でかつ同居している方  
◎19 歳以上 23 歳未満(平成 13 年 1 月 2 日から平成 17 年 1 月 1 日生まれ)の方  
◎16 歳以上(平成 20 年 1 月 1 日以前生まれ)で上記以外の方  
※16 歳未満(平成 20 年 1 月 2 日以後生まれ)の扶養親族の方がいる場合は、非課税の判定や④ひとり親控除の判定等に影響があるため、必ず B 枠の「16 歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に氏名等を記入してください。

控除額	380,000 円
控除額	450,000 円
控除額	450,000 円
控除額	330,000 円

国外に居住する親族について扶養控除の適用を受ける場合は「親族関係書類」と「送金関係書類」が必要です。(書類が外国語の場合は翻訳文も添付してください。)また、税制改正により、国外居住親族の要件が厳格化されました。裏面、「14 別居の扶養親族等に関する事項」にも必要事項を記入してください。

あなたの前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に受けられる控除です。下の表にあてはまる控除額を C 枠の「④基礎控除」欄に記入してください。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

### 申告書表面 ④欄

5 給与・公的年金等に係る所得以外(65 歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

給与から差し引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(65 歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税について、納付方法を選択することができます。チェックがない場合は給与からの差し引きとなります。

### 申告書裏面の書き方(記載例)

#### 配当割額、株式等譲渡所得割額について

確定申告が不要な方で、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄に金額を記入してください。

#### 所得金額調整控除

給与収入が 850 万円を超える方で、下記のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用できます。「15 所得金額調整控除に関する事項」に該当者について記入してください。

- ・本人が特別障害者
- ・年齢 23 歳未満(平 13.1.2 以後生)の扶養親族を有する
- ・同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者

所得金額調整控除を適用した場合、給与等の収入金額(1,000 万円を超える場合には、1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10% の金額を給与所得の金額から差し引きます。

#### 上場株式等の配当所得や譲渡所得などの課税方式について

令和 6 年度(令和 5 年分)の市民税・県民税より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされたため、所得税と市民税・県民税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

## 令和 6 年度(令和 5 年分)市民税・県民税申告書の手引き

令和 6 年度の市民税・県民税は、令和 6 年 1 月 1 日に磐田市に住所のある方に対して、**前年(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで)の所得**を基にして課税されます。この手引きを読んで正しく申告してください。

### 申告書の提出について

例年、申告会場は大変混み合います。感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力をお願いします。磐田市のホームページで市民税・県民税申告書の作成ができます。ホームページで作成した申告書を印刷して郵送することで申告を済ませることができます。郵送する場合は、作成した申告書に必要書類(源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書など)を必ず添付してください。詳しくは、市税課市民税グループにご相談ください。

### 次のような所得があった方は、申告をする必要があります

- 個人事業、請負業、各種外交員(生命保険、集金等)の所得があった方
- 不動産所得(貸家、貸地、駐車場代等)があった方
- 生命保険・損害保険等の満期金や解約金の所得があった方
- 生命保険会社や郵便局等の個人年金所得があった方
- 給与・公的年金のほかに所得があった方
- 一定のところに勤務していない方又は勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の適用を受けようとする方
- ★所得金額等により市民税・県民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

### 市民税・県民税の申告をしなくてもよい方

- 所得税の確定申告をされた方
- 所得が年末調整されている給与所得のみの方
- 所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から市役所に公的年金等支払報告書が提出されている方(生命保険料控除や社会保険料控除等を受けるためには申告が必要です。)

※所得のなかった方や障害年金・遺族年金・雇用保険等を受けている方で、国民健康保険税や児童扶養手当等の算定のために所得の申告が必要となる方及び所得証明や非課税証明等が必要な方は申告してください。

### 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 令和 5 年中(1 月～12 月)の所得が証明できるもの  
※事業所得があった方 … 申告書裏面「12 事業・不動産所得等の収支内訳」欄または収支内訳書に収支状況を記入してください。  
※年金や給与の所得があった方 … 源泉徴収票または支払証明書
- 控除の証明書等(社会保険料や生命保険料・地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など)  
※医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。  
令和 3 年度(令和 2 年分)より領収書の添付または提示による申告はできなくなりました。
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等)
- マイナンバー関係書類(マイナンバーカード等)
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける際の関係書類

問合せ先

〒438-8650 磐田市国府台 3 番地 1  
磐田市役所 市税課 市民税グループ(本庁舎 1 階)  
電話：0538-37-4826 FAX：0538-33-7715

申告書の記入の仕方は  
中を開いて  
一面からご覧ください

15 生命保険料控除

16 地震保険料控除

21 22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

23 扶養控除

24 基礎控除

#### 寄附金控除について ★領収書(証明書)添付

市民税・県民税で寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合は、寄附額を申告書裏面「9 寄附金に関する事項」欄に記入し、領収書等を添付してください。  
※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用を申請している場合でも、市民税・県民税申告書を提出したときは特例制度が無効となるため、申告する際はふるさと納税に係るすべての寄附金を含め記入してください。  
※ふるさと納税対象団体に不指定の自治体へ寄附をした場合は、「[住所地の共同募金会、日赤支部分 都道府県・市町村分(特例控除対象外)」欄に寄附金額を記入してください。

#### 別居している扶養親族について

別居の扶養親族がいる場合は、「14 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名及び住所を記入してください。また、別居の扶養親族が国外に居住している場合は、「国外居住」の該当項目にチェックをしてください。